

口腔管理連携加算に係る連携体制について

当院は、入院中の患者様の口腔機能の維持、改善を図るため、歯科医療機関との連携体制を整備し、厚生労働大臣が定める「口腔管理連携加算」の施設基準を満たしている医療機関です。

入院中に口腔状態の課題から治療上の困難が生じた場合には、必要に応じて以下の連携歯科医療機関による歯科訪問診療（歯科診療）が実施される体制を整えております。

【連携関係にある歯科医療機関の名称】

名 称：医療法人社団相明会 岩本歯科医院

所在地：東京都町田市原町田4-3-14 2階

連絡先：042-720-4655

医療法人若葉会 柿生記念病院